年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回の	あっ	せん	等0	つ概要
----------------	----	-----	----	----	----	-----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成7年4月及び同年6月から同年9月までの期間を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を 納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から同年9月まで

社会保険庁(当時)から郵送されてきた「ねんきん定期便」の厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況を見たところ、平成7年3月から同年9月までの標準報酬月額が15万円(納付額12,375円)となっているが、当時の給与支払明細書では、保険料の控除額が14,025円(標準報酬月額が17万円に相当)となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年4月及び同年6月から同年9月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額(17万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の給

与支給額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は 無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成7年3月については、申立人から提出された給与支払明細書及び源泉徴収票により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成7年5月については、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額(17万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、当該給与支払明細書で確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額(15万円)は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間のうち、平成7年3月及び同年5月の標準報酬月額について、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人のAにおける資格喪失日は昭和 57 年2月 28 日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが 妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 28 日から 57 年 2 月 28 日まで 社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、高校卒業後、Aに入社し、昭和 57 年 2 月 27 日にAB支店を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

C厚生年金基金が保管する厚生年金基金異動記録情報リスト、雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出した申立期間当時の給与支払明細書から判断して、申立人がAに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、前述の異動記録情報リストによると、申立人が昭和 57 年 2 月 28 日にAで同基金加入員資格を喪失したことが確認でき、同基金の加入記録に欠落期間は無い。

さらに、Aは、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は複写式の様式を使用しており、C厚生年金基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所(当時)にも提出していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 57 年 2 月 28 日 に申立人のAにおける厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC厚生年金基金の記録及び給与支払明細書の保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月6日から同年5月1日まで

② 昭和44年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和 33 年 3 月 6 日ころ A 株式会社に入社し、同日から同年 9 月末日まで幹部候補生教育として B 業務、イベント実習などに従事していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 5 月 1 日となっているので記録を訂正してほしい。

また、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 44 年 8月 31 日(退職日昭和 44 年 8月 30 日に相当)となっているが、私は、同年 8月 10 日ころに同年 8月 31 日付けの依願退職の辞表を同社に提出し、同日付けの退職辞令を受け取り、翌 9月 1 日に新しい職場に赴任したので、資格喪失日を同年 9月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社の人事記録によると、申立人の試用日は昭和33年4月1日、採用日は同年5月1日と記載されていることが確認できる。

また、申立期間①当時の同僚が保管するA株式会社が発出した出社通知によると、採用内定者を対象とした教習(研修)が昭和33年3月に行われていたことが確認できるほか、当該同僚の試用日が同年4月1日と記載されており、申立人の人事記録上の試用日と一致していることが確認できる上、別の同僚も、「教習(研修)が昭和33年3月中に行われていた。試用が同年4月1日から、本採用が同年5月1日だった。」と供述している。

さらに、申立人と同期入社した同僚 29 名の厚生年金保険の記録によると、

いずれも昭和 33 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している 状況が確認できることから、申立期間①当時、事業主は、入社した従業員 を試用期間経過後、採用日(昭和 33 年 5 月 1 日)に厚生年金保険に加入さ せていた状況がうかがえる。

加えて、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿、オンライン記録及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、いずれも昭和33年5月1日と記録されており、当該資格取得日は、雇用保険の記録における資格取得日と同日となっていることも確認できる。

申立期間②について、A株式会社の人事記録によると、申立人の退職日は、昭和44年8月30日と記載されていることが確認できる。

また、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、いずれも昭和44年8月31日(当該事業所に使用されなくなった日は昭和44年8月30日)と記録されており、当該資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間②当時の複数の同僚は、いずれも「申立人の退職日については分からない。」としている。

加えて、事業主は、申立期間①及び②について、「人事記録を除けば、 当時の関係資料が保存されておらず、申立てどおりの届出や保険料の控除 を行ったかは不明である。」と回答しており、申立期間①及び②当時の厚 生年金保険の適用状況について確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月10日から34年11月20日まで 私は、申立期間についてA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険 の加入記録が無かったことから平成20年4月17日に年金記録確認の申 立てを行ったところ、同年8月27日付けで記録訂正不要の通知を受け た。

私は、幼い時大病を患ったことがあり、当該事業所の採用面接の時に 健康保険への加入を強く希望し、毎月、給与明細書の上段に健康保険料、 下段に厚生年金保険料が控除されていることを確認したことを覚えてい る。健康保険と厚生年金保険の加入はセットであり、入社から約1年4 か月後に厚生年金保険に加入していることに納得がいかないので、再調 査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同期入社した同僚の供述等から、申立人が昭和33年7月にA株式会社に入社し勤務していたことが確認できるものの、当該同僚の厚生年金保険記録をみると、入社して1年近く経った後に厚生年金保険に加入している同僚がいるなど、事業主がすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない実態が見受けられる。また、申立人及び同期入社した同僚の氏名が記録された当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、欠番も無く、順次、健康保険の番号の払出しが行われており、不自然さは見受けられないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料として、昭和 33 年 7 月 1 日付け B 新聞の求人広告欄を提出したが、当該新聞広告は、申立人の申立期間における勤務実態を裏付ける資料ではあるものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる資料とは認められない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間 当時に厚生年金保険の加入記録があり住所が確認できた者 19 名及び申立人 が資格取得した昭和 34 年 11 月 20 日の前後 5 年間に資格取得した男性で住 所が確認できた者 22 名(申立期間当時に厚生年金保険の加入記録があり住 所が確認できた者との重複は除く。)の計 41 名にアンケート調査を実施し たところ、このうち 31 人から回答があったものの、申立人が申立期間にお いて厚生年金保険料を控除されていた旨の回答を得ることができなかった。

さらに、申立期間当時の総務部長に対し、当該事業所において入社日と 厚生年金保険被保険者の資格取得日に差異がある者が散見される理由について確認したところ、「差異がある理由は不明である。」と供述しており、このほか、申立人の申立期間における保険料控除に係る新たな事情を確認することはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から51年4月まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、公共職業安定所で職業紹介を受けて、昭和 49 年 11 月にA株式会社に就職し、51 年4月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断して、勤務した期間は明らかでないが、申立人がA 株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「従業員には、正社員、臨時社員及びパート・アルバイトがおり、正社員は、採用した時に社会保険への加入手続を行ったが、臨時社員及びパート・アルバイトは、採用時に加入手続を行わなかった。」と供述し、また、申立人を覚えている同僚は、「申立人が正社員、臨時従業員又はパートのいずれであったか知らない。」と供述しており、申立人が正社員として勤務していたことを確認できない。

また、当該事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録が確認できない。 さらに、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していたことがB市への照会結果から確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険記号番号順索引簿の記録を確認して も、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。